

分について確定申告書の提出を行っておりませんので、上記の繰越控除限度額についての各年の申告も行っていないこととなり、原則として、その外国税額控除の適用を受けることはできないものと考えます。

しかしながら、本件の場合、平成7年当時においては、内国法人甲の恒久的施設が英国に存在しないとする前提で、日英租税条約第16条の規定により免税とされていたわけです。

今回、たまたま、恒久的施設の認定に伴って英国での課税が生じたわけで、今回の課税についてXの責に帰すべき理由はなく、Xとしても、突然、課税を受けたとする心境と思われま

所得税法第95条第6項はいわゆる宥恕規定で

すが、この項においては確定申告書に添付する書類又は記載に関するものであり、本件のように確定申告書そのものの提出がない場合には、本項による救済は当たらないものと考えます。

外国税額控除の趣旨からいって本件のケースについては外国税額控除の適用がないとすると酷な扱いとなります。そこで、本件の場合、平成7年分及び平成8年分について期限後ではありますがそれぞれ確定申告書を提出し、そこで繰越控除限度に関する計算書を添付すれば上記の法令の要件を充足することにより外国税額控除の適用が可能かと考えます。

(税理士 小沢 進)

財経詳報社の好評国際税務既刊図書

Q & A 移転価格の税務 (三訂版)

五味雄治 編著
A5判・3262円

米国の新しい規制やOECDの新ガイドラインをふまえて最新の取扱いを111本のQ&Aと資料で詳解。

国際税務ガイドブック (三訂版)

小沢 進 著
A5判・1937円

国際税務の重要性の高まりに対応し、基本的な項目とルールをわかりやすく解説した入門書の決定版。

国際取引課税—その理論と実務

五味雄治・大崎 満 著
A5判・4893円

欧米と日本の制度を比較対比しながら、その仕組み、移転価格税制、タックスヘイブン対策税制等を詳説。

英和対照 税金ガイド 平成9年版

五味雄治 著
A5変型・9450円

わが国の最新の国税・地方税の取扱いを、英文和文対照で解説した唯一の書。国際化時代に必携の1冊。

Q & A 租税条約の実務 (三訂版)

小沢 進 著
A5判・3262円

租税条約の基本的解説と多数のQ&A・ケーススタディにより、租税条約の入門から実務処理まで幅広く対応。

Guide to Japanese Taxes 1997-1998年

五味雄治 著
A5変型・6825円

わが国の最新の国税・地方税の取扱いを、法律から通達まで英文で解説した唯一の書。

(価格は税込)

財 経 詳 報 社

国際課税

Q & A

▶▶ 個人が過年度の外国の所得税を課された場合の 外国税額控除

Q 内国法人甲の社員Xは、平成7年中にイギリスに短期の出張（英国滞在日数160日）をしましたが、当時においてXは、日英租税条約第16条の規定に基づき、英国での課税は生じないものと理解しておりました。ところが平成9年10月になって上記の条約の免税規定の適用がないこととされ英国の所得税が課されました。その理由は、このたび内国法人甲は英国に恒久的施設を有するとの判定がなされ、その恒久的施設の法人税の課税所得の算定上Xの英国滞在中の給与は費用として控除することとなったためです。

Xは、給与所得者であることから、源泉徴収課税によりその課税が完了し、従来からわが国での所得税の確定申告を行っていません。このような過年度分に係る外国税額について新たに所得税の確定申告を行うことによって外国税額控除の規定の適用を受けることができるでしょうか。

A 日英租税条約第16条のいわゆる短期滞在者免税の規定を受けるためには、その要件の一つである同条(2)(c)の要件、すなわち、「その報酬が当該他方の締約国（本件の場合は英国）内に雇用者の有する恒久的施設又は固定的施設によって負担されないこと。」の要件の充足が必要ですが、本件の場合には、この要件を充足していないこととなり、Xの英国滞在中に係る給与は英国において課税されることとなります。

Xの場合、外国で所得税が課された年分は、平成9年分となりますが、Xの国外所得が生じた年分は、その短期出張のあった平成7年分となります。したがって、平成7年分で算定された外国税額控除限度額を平成8年分にそして更に平成9年分に繰り越してその控除限度額

の範囲内で外国税額控除が行われることとなります。

しかしながら所得税法第95条第5項において、「……繰越控除限度額又は繰越外国所得税に係る年のうち最も古い年以後の各年について当該各年の控除限度額及び当該各年において納付することとなった外国所得税の額を記載した確定申告書を提出し、かつ、これらの規定の適用を受けようとする年分の確定申告書にこれらの規定により控除を受けるべき金額を記載するとともに、当該申告書に繰越控除額又は繰越外国所得税額の計算の基礎となるべき事項を記載した書類その他大蔵省令で定める書類を添付した場合に限り、適用する。……」旨規定されています。

したがって、Xは平成7年分、平成8年